

坂本賞三著

『日本王朝国家体制論』

泉谷康夫

一

坂本賞三氏が、今回、既発表の諸論文を全面的に組みかえて一書とし、『日本王朝国家体制論』と名づけ、改めて世に問われた。坂本氏がこの書物の中で展開されているのは、一言でいえば、摂関政治から院政へという把握への批判から出発した平安時代の時期区分論である。その主張は、国家体制の全体的把握を一応こころみた上でなされており、かかる点において、氏の所論には、最近の研究動向を反映した新しさが認められる。

王朝国家というのは、平安中期以降の国家体制がそれ以前の律令国家のそれとは異質の歴史的性格を有するとして、それを表現すべくつくり出された概念である。坂本氏はこの王朝国家を前期と後期とに分けられる。すなわち、律令国家体制は十世紀初に変

化して前期王朝国家体制に移行するが、十一世紀の第二四半期に入ると再び変化し、後期王朝国家体制に移行するというのである。ところで、坂本氏の所論中には、律令国家体制から前期王朝国家体制へ更に後期王朝国家体制へと変っていったのは何故かというような、政治史的考察も含まれている。従って、時期区分論としてその所論を簡単に割切るべきでないかもしれない。しかし、書名にも示されているとおり基本的には時期区分論であると考えられるから、その線にそって書評を進めてゆくことにしたい。

二

坂本氏は、免除領田制の成立および不堪佃田解文制の重視という事象を指摘し、それを手がりとして前期王朝国家体制の成立を主張される。そこでまず、免除領田制の検討からはじめたい。

坂本氏によると、免除領田制とは次のような制度である。すなわち、庄園領主は国司の交替ごとに庄田の坪付・面積を書きだして官物免除の申請をするが、それをうけた国司は、田所を行った基準国図との照合結果に基いて、各坪ごとに庄田不輸の認定をするという制度である。この手続きに関する坂本氏の考察は、概して手堅くかつ詳細に史料の分析がなされており、すぐれたものだといえる。しかし、その成立時期を延喜庄園整理令より少しずら

せ、この制度は官物確保のため中央政府が庄園の不輸範圍を規制しようとして行った措置だといひ、官物免除のための基本的台帳として基準国図が作成されていたと主張される点などは、問題があるといえる。そこで、これについて述べよう。

坂本氏が免除領田制といわれるものの成立については、次のように考えるべきであろう。田地の占請は弘仁二年二月三日の官符によって町反数によるようになった。従って、庄園四至内への検田使の入勘はこの時よりはじまったと考えられる。しかし、権門寺社の墾田活動は禁止されたわけでないから、庄園の拡大は自由であった。ところが、いわゆる延喜庄園整理令によって庄園の拡大は禁止された。そこで坂本氏のいわれる「免除領田」の手續きがとられ、拡大された庄田は収公されるようになったのである。坂本氏が免除領田制と名づけられた制度は、このように律令制の原則に固執したところから生れたものであり、新体制への転換を示すような歴史事象ではなかったと考えられるのである。

このように考えると、この制度の目的も当然考え直さなければならなくなる。これについては、延喜二年三月十三日のいわゆる庄園整理令の官符に「而諸院諸宮朱紫之家、不憚憲法、競為占請、国郡官司判許之日、雖似專催墾發、勞其輸租、而猶尽士民之力役、妨国内之農業」と記されているとおりである。す

なわち、その目的は班田農民の分解を阻止することであったのであり、官物確保というような財政的意図は全くなかったのである。

基準国図は、ただ免除領田制と関係があるというだけでなく、坂本氏の所論中では極めて重要な役割を果すものである。ところが、その存在は証明されているようでありながら、その実、何ら証明されていない。上野国交替実録帳に基準国図に関する記載のみえないことについて、「上野国交替実録帳に田図(班田図と校田図)の目録があるが、それは『無実』と『破損』に関する保存目録なのであって、基準国図は当時実務に使用されていたからこの目録に記されなかったのである」という坂本氏の弁明がみられるが、畿内においてさえ国図朽損といわれ民部省図が代用されていた時期に、辺境の上野国で朽損も焼失もせず完全な形で残っていたといわれるのであろうか。基準国図の作成された事実はないかと断言して差支えないと私は考えている。基準国図と坂本氏がいわれるものは、班田図と考えて何ら差支えないものである。坂本氏が前期王朝国家への転換を示すもう一つの事象としてとりあげられた不堪佃田解文制の重視という点について、次にみてみよう。不堪佃田解文の制度を最初にとりあげて論じたのは坂本氏であり、ここに示された研究成果は今後の研究の出発点とするものである。しかし、實在しなかつた基準国図を前提とし、従

つて当然のことながら、具体的論証のないまま不堪佃解文制と基準国図とが結びつけられ論じられている点は、改められなければならないだろう。

なおこの中で坂本氏は、基準国図の本田数が諸国からの中央政府に対する貢納物の指数であったとし、田数によって国司の負担がすべて決定されていたように述べておられるが、これは諸国公文の制度を全く無視した議論であって、とうてい承服することのできないものである。参考までに記すと、田数によって決つたのは田租分だけであり、そのため形式的にはあれ租帳が毎年作成されていた。調庸分の負担量は大帳の課丁数によって決り、それに基く調庸帳が毎年作成されていた。出挙分の負担量は減省官符によって決定されており、それに基く出挙帳が毎年作成されていた。私見によると、課丁数の変化は大体十世紀中頃までであったと思われる。出挙の減省官符は十一世紀後半においてもなおみられる。それが前例による減省だとはいうものの、十世紀における減省額の漸次的増加は推定してかまわないように思われる。

三

以上述べてきたとおり、免除領田制の成立ということからも不堪佃解文制の重視ということからも、国家体制の変化を導き出

すのは困難であった。とすると、前期王朝国家体制論において残るところは、この体制下において国内の田地が「名」に編成され所定の官物・臨時雑役収取の単位にされていたという点だけになる。そこで、この点についてみてみよう。

十・十一世紀において「名」が公領の収取単位になっていたことは、石母田正氏が指摘されて以来通説化しているところであり、この点についての異論はない。しかしながら、坂本氏が、前期王朝国家体制下ではもはや人民そのものを全一的に調査・把握することはできなかったので検田によって土地を介して人民を把握しようとしたのであるとし、「名」を十世紀に入つて成立した収取単位であるとされる点は、随い難い見解である。

「名」の起源は別に私が論じたように青苗簿にあり、九世紀以前すでに田租の収取単位として存在していた。九世紀末に出挙が田率賦課にvari、やがて調庸等も田率賦課に変わった結果、収取単位としての重みを漸次増していったが、それはあくまで量の問題であつて、これでもって国家体制の変化を主張するのは適切でないと考えられる。それに、律令制的人身把握が十世紀に入つてなお生きていたことは勘籍が実施されていたことによつて知られるし、正丁からの収取も「名」別収取と並んで十世紀前半になお行われていたことが承平五年六月十三日の官符によつて知ら

れるのである。

以上のように、「名」の制度においても、律令国家体制から前期王朝国家体制への転換は論証することができないと考えられる。十世紀という時期は、前半は極めて律令制的であり、後半に入ると中世的な様相が次第に顕著になってくる。つまり、十世紀というのは律令制が急速に崩壊してゆく時期であり、十一世紀に入るとはじめて決定的な変化が生ずると考えられるのである。このような変化の時期を前期王朝国家という一つの整った体制として把握するのは無理であろう。この時期は、基本的には律令国家体制下にあると考えられるが、同時に中世への過渡期に当たると考えるのが最も妥当な考え方のように思われる。

四

坂本氏は、十一世紀前半にみられる変化をもって後期王朝国家体制の成立とし、その基本的指標を公田官物率法の成立と別名制の成立を含む郡郷制の改編に求められた。十一世紀の前半に国家体制の改変ともいうべき大きな変化があったことは私も主張してきたところであり、従ってこの点に関して異論はない。そこで、後期王朝国家体制論については、その立論の過程に焦点をあててみてゆくことにしたい。

さて、十一世紀の四十年代に基本額反別米三斗を中心とする公田官物率法が成立し田租制が消滅したという、公田官物率法成立に関する氏の所論は、動かないところであろう。しかし、この時期に税制が田率賦課一本に変わったわけではない。坂本氏もこのことは充分承知で、他の税制については臨時雑役の変化として述べておられる。ところが、この部分は極めて難解で、私にはよく理解できなかった。その原因は、臨時雑役という賦課形態を示す場合も賦課内容を示す場合もあるという極めてあいまいな概念を用いて、税制を総括し、論じられた点にあると考えられる。税制の變化全体について論じるのであれば、まず田率賦課の官物だけを取るとり出すのでなく、田率賦課・名別賦課・在家別賦課という賦課形態の別を機軸にすえ、恒例・臨時の区別を明らかにしつつ、個々の税目の変化について述べるという方法を用いるべきであったと思われる。そのような考察の後、はじめて税制の變化に対する正しい評価も下せるのではあるまいか。なお、後期王朝国家体制下における税制を論じながら、在家役について言及されていないのはどうしたわけであろうか。

別名制の成立を含む郡郷制の改編といわれる坂本氏の所論も、税制に関する所論の不十分なところがそのまま尾を引いているようであり、私には極めて難解である。坂本氏は別名を下地の別名

と得分の別名とに分けられるが、基本は下地の別名にあるとしてよからう。下地の別名の特質として坂本氏があげておられるのは、領有に対する国衙の公認と雑公事免除とである。これは、言い換えると、国家的支配からの土地と人との離脱ということであろうか。坂本氏は何の論証もなく雑公事免除の中に在家役免除が含まれていると決めておられるが、大和国では氷馬役が在家役として庄園にさえかけられようとしているのがみられるから、雑公事免除をもって人的支配からの離脱を簡単に結論づけるべきでなく、この点に関しては再検討の必要があらう。

別名制の成立と同時に郡郷制の改編が行われたと坂本氏は主張される。すなわち、前期王朝国家体制下においては形骸化したというものの「名」体制として律令制の人身支配が残存していたが、後期王朝国家体制下においてはそれも消滅するというのである。それはそれなりに傾聴すべき主張であるが、坂本氏の所論によると後期王朝国家体制下の非別名部分には領有に対する国衙の承認も雑公事免除もないにかかわらず、それが郡的単位・倭名抄郷単位・院単位でもって別名と並ぶ中世的所領を形成するといわれるのは、私にとって不可解である。坂本氏は非別名部分もやがて私領化・庄園化してゆくといわれるが、そのことに関する具体的論証は残念ながら所論中に見出すことができなかった。

私領化という現象は——坂本氏の言葉をかりるならば領有に対する国衙の公認は——十一世紀前半に体制的におこったと私は考えるのであるが、坂本氏は開発によって漸次的に進行したと考えられるようである。つまり、坂本氏は、律令制の人身支配（公民制）の消滅については明確な画期を主張されるのであるが、律令制の土地支配（公地制）の消滅には明確な画期は存在しないといわれるのである。このような主張が出てくるのはいわゆる領主制論の影響であらうが、私には不可解である。

以上述べてきたように、後期王朝国家体制論については、十一世紀前半に国家体制上の変化があり中世的所領が形成されたという結論におおむね異議はないのであるが、そのような結論を導き出す過程において、私には納得のゆかぬ点が多々あるのである。

五

『日本王朝国家体制論』は、以上述べてきたとおり、所論中に事実を無視した不用意な推論が入ったり論理に一貫性を欠くところがあったりするため、時期区分論としては甚だ欠陥の多いものとなっている。領主制論とのかかわりあいも終章において述べられているが、政治制度の分析しかなされていないため、従来の諸見解との関係は明らかでない。しかし、これらのことは、本書の

価値をそれほど傷つけるものではないであろう。坂本氏の本領は、理論にあるのではなく、個々の具体的事実に関する実証的研究にあるといえる。免除領田制といわれる庄田認定手続きの分析、不堪佃田解文制の推移に関する所論、公田官物率法の成立に関する所論、十一世紀初における律令制の人身把握消滅に関する指摘等、それだけを個別にとりだし実証面だけに限ってみれば、いづれもすぐれた研究である。また、これらの研究中には、補論にみえる鴨御祖社領都宇・竹原両庄に関する研究をも含め、坂本氏によりとりあげられることによって、はじめて詳細に論じられた問題もある。従って、本書は、平安時代の研究者は勿論のこと、中世史の研究者も必ず目を通さなければならぬ書物であるといえる。

なお、坂本説との対比において示した私見については、書評という本稿の性格上、充分意を尽して述べたとはいいがたい。これについては拙著『律令制度崩壊過程の研究』を御参照いただければ幸いである。

(A5判 三六〇頁 一九七二年三月 東京大学出版会 定価二六〇〇円)
(奈良教育大学助教授)

渡辺 則 文 著

『日本塩業史研究』

河 手 龍 海

戦後の日本塩業は未曾有の変化をとげたが、わけても、千有奈年の長期にわたって、塩浜ないしは塩田を利用する塩業の生産形態、すなわち、揚浜・入浜式塩田の形態が消滅して、イオン交換膜による近代的工場生産への転化がなされたことは、そのこと自体がすでに大変な歴史的事件であったと理解されなければならない。

そのみならず、近代的化学工業への脱皮を期に、明治三十八年以来実施されてきた塩専売そのものも組上りのほり、その継続も大きくゆらいでいる現状である。

このような塩業の大変革は、おのずから塩業史に対する深い関心を高めているといえるが、このような時期にあたって、渡辺則文氏の『日本塩業史研究』が出版されたことは、この道を研究する者にとって、甚だ有意義であるといわなければならない。

同氏は、過去二〇年の長きにわたって塩業史の研究に従事され、